### **新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート（通所・短期入所施設)**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | | | 確認 |
| **（１） 施設における取組** | | | | | □ |
|  | | | 感染防止のため，職員間での情報共有を徹底し，連携した取組が取れている。 | | □ |
| 感染症の最新情報の把握ができている。（厚生労働省，北海道，旭川市の感染症情報等を活用） | | □ |
| 感染症情報を職員と，申し送りや掲示などで共有できている。 | | □ |
| **（２） 職員の取組（職員の中には，直接介助等する職員以外の事務員，調理員，**  **ボランティアなども含む）** | | | | | □ |
|  | | | マスク着用を含めた咳エチケットや手洗い，消毒用アルコール製剤による消毒を徹底するなど，感染経路を断つための対策ができている。 | | □ |
| 出勤前に体温を測り，発熱等の症状が認められるときは出勤しないよう徹底できている。 | | □ |
| 解熱後24 時間以上が経過し，咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは，出勤しないよう徹底できている。 | | □ |
| 職場外でも，換気が悪く人が密に集まる空間を避ける等の対応をすることが徹底できている。 | | □ |
| 症状がない場合でも利用者と接する際にはマスク着用が徹底できている。 | | □ |
| 食堂や詰め所などでの休憩中にマスクをはずして飲食をする場合は，ほかの職員と一定の距離を保っている。 | | □ |
| **（３） ケアの実施に当たっての取組** | | | | | □ |
|  | | | 【基本的な事項】 | | □ |
|  | 実施にあたって，同じ時間帯，場所での実施人数を減らし，密な状態を避けている。 | □ |
| 定期的な換気を行っている。 | □ |
| 利用者同士の距離を２ ｍ 程度とっている。 | □ |
|  | | | 声を出す機会を最低限にするか，声を出すメニューの時は利用者にもマスクを着用してもらっている。 | □ |
| 手すり等の共有物をこまめに消毒している。 | □ |
| 職員，利用者共に手洗い，消毒用アルコール製剤による消毒を徹底している。 | □ |
|  | 【送迎時等の対応等】 | | | | □ |
|  |  | | | 送迎者に乗る前に，本人の体温を測って，発熱が認められるときは利用を断る扱いができている。 | □ |
| 利用者が解熱後24 時間以上経過し，呼吸器症状の改善がみられるまでは，利用を断る扱いができている。 | □ |
| 上記利用者の利用が再開した際は，当該利用者の健康状態に注意するよう，職員間で情報を共有できている。 | □ |
| 送迎時には，窓を開ける等換気に留意し，送迎後は利用者の接触頻度が高い場所の消毒を徹底している。 | □ |
| **（４） 感染症発生時に係る事前準備（保健所による調査への対応準備を含む）** | | | | | □ |
|  | | | 感染症発生時の対応フローチャート等の準備及び職員への徹底ができている。 | | □ |
| 施設見取り図の準備ができている（ 保健所の聞き取り調査で必要なため）。 | | □ |
| 疑い事例や感染症発生時の緊急連絡先が確認できており，すぐに連絡できるように準備できている（保健所，管理者，嘱託医，看護師，旭川市所管課など）。 | | □ |
| 感染症消毒キット等の準備及び使用方法の確認が直接処遇職員に徹底できている。 | | □ |
| サービスの提供がなければ生命の維持が困難な利用者への代替サービス（在宅訪問等） の提供についての検討ができている。 | | □ |
| **（５） 業者等の立ち入りについて** | | | | | □ |
|  | | 業者による物品等の受け渡しは，玄関等に限定し，立ち入りが必要な場合は，体温を計測し，発熱が認められるときは入館を断っている。 | | | □ |
|  | | 施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録を残している。 | | | □ |